○個人住民税均等割の税率改正について

災害に強いまちづくりに必要な財源を確保するため、平成26年度から、市民税と県民税の均等割がそれぞれ500円（年間で計1，000円）引上げになります。期間は平成35年度までの10年間です。

この引上げは、東日本大震災を教訓に、緊急性が高く、即効性のある防災・減災施策を実施するための改正です。震災からの復興を目的とした国の法律規定に基づき、全国的に行われます。

■ 現行と改正後の市民税・県民税均等割（年額）

区　分	改正前（平成25年度）	改正後（平成26年度から）
市民税	3，000円	3，500円
県民税	1，000円	1，500円
市民税・県民税合計	4，000円	5，000円